

## ○門真市附属機関に関する条例施行規則の抜粋

(会長等及び副会長等)

**第4条** 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市ものづくり産業振興懇話会	会長 副会長	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 商工業団体を代表する者 (3) 事業者を代表する者 (4) 金融機関を代表する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	5年	市民文化部産業振興課

## 附 則

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市ものづくり産業振興懇話会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則第2条及び別表門真市ものづくり産業振興懇話会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。